

# 私道舗装工事のご案内

市民の生活環境の向上に資する事を目的に市は、行き止まり私道は舗装材料を支給し、通り抜け私道は市が工事を行っています。



お問い合わせ・お申し込み

入間市役所 道路整備課

電話 04-2964-1111

内線 2325・2326

## 1 工事対象

次の要件すべてに該当する場合は対象になります。

### 〔舗装工事〕

#### (1) 通り抜け私道

- ア 使用開始後 10 年以上経過していること
- イ 道路幅員が 4メートル以上であること
- ウ 私道の境界が明確であること
- エ 一般交通の用に供していること
- オ 私道の土地所有者並びに沿道居住者（世帯の代表者）及び沿道において事業を営む者等の沿道利用者全員の承諾書が得られていること
- カ 今後 3 年以内に地下埋設工事が予定されていないこと

#### (2) 行き止まり私道（起点又は終点の一方のみが公道又は私道に接している）

- ア 使用開始後 10 年以上経過
- イ 道路幅員が 4メートル以上
- ウ 私道の沿道居住戸数及び沿道利用戸数の合計が 2 戸以上あること
- エ 私道の土地所有者並びに沿道居住者（世帯の代表者）及び沿道において事業を営む者等の沿道利用者全員の承諾書が得られていること

※ 土地所有者のうち所在不明により承諾が得られない人がいる場合は、担当者へご相談ください。

### 〔再舗装工事〕

上記舗装工事対象要件に、次の要件全てを満たすもの

- (1) 直近のアスファルト舗装後 15 年以上経過していること
- (2) 老朽化により通行に著しく支障があると市長が認めたもの

## 2 工事の主体

私道の舗装工事及び再舗装工事の主体は、次のとおりとします。

- (1) 通り抜け私道は、市が予算の範囲内において実施します。
- (2) 行き止まり私道は、私道の土地所有者並びに沿道居住者及び沿道利用者が実施するものとし、市は、予算の範囲内において、実施する者に舗装材料を支給します。この場合において、舗装材料は市が指定する物とし、舗装材料以外は支給しません。

※ 地域経済活性化のため、工事業者はなるべく市内業者を選定するようお願いいたします。

## 3 申請手続

私道の舗装工事又は再舗装工事を希望する方は、私道舗装申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 私道舗装同意書兼誓約書（様式第2号）
- (4) 市長が必要と認める書類

※ 申請書は道路整備課に用意してあります。  
（市公式ホームページからも入手できます。）

## 4 決定・却下通知

市は、申請の可否を申請者に通知します。

## 5 工事完了報告

行き止まり私道の工事が完了したときは、完成写真及び舗装材料の納品書を市へ提出してください。

## 6 工事完了後の維持管理

私道の維持管理は、私道の土地所有者並びに沿道居住者及び沿道利用者が行ってください。

編集/発行 入間市道路整備課

〒358-8511

埼玉県入間市豊岡 1-16-1

電話 04-2964-1111

内線 2325・2326

発行日 平成31年4月

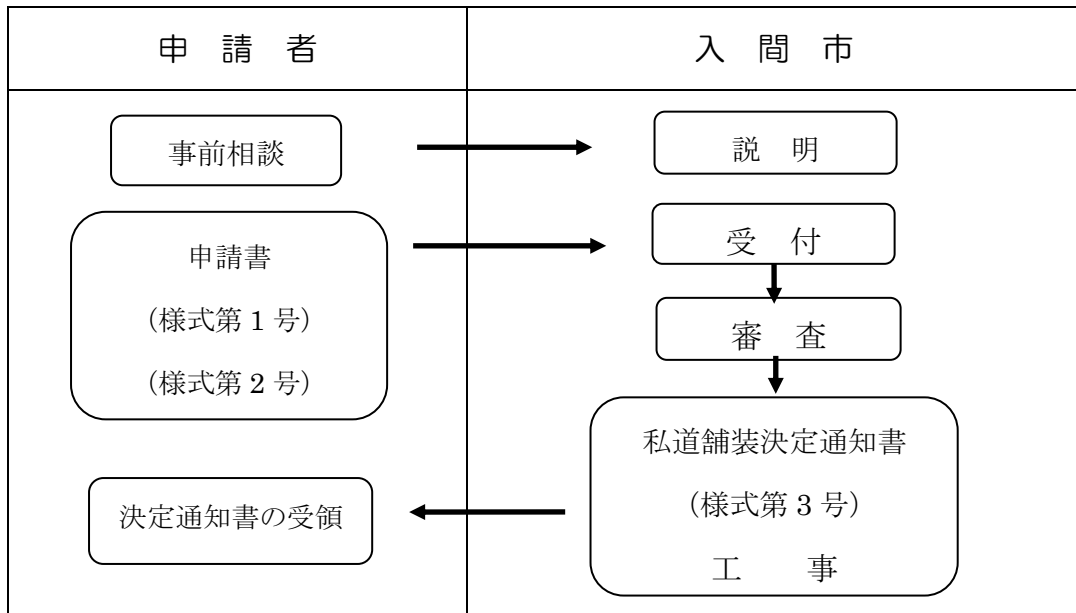
入間市公式ホームページでもご覧になれます。

## 手続きの流れ

※ 申請書は道路整備課に用意してあります。

(市公式ホームページからも入手できます。)

### ○通り抜け私道



### ○行き止まり私道

